

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第111号）

1 審査請求の対象となった本件公文書（諮問案件第166号）

- (1) 特定時期1の特定警察署管内の特定事件に関する警察本部長指揮事件簿（以下「本件公文書1」という。）
- (2) 特定時期2の特定警察署管内の特定事件に関する警察本部長指揮事件簿（以下「本件公文書2」という。）

2 担当課（所） 警察本部刑事部捜査第一課

3 審査請求等の経緯

- (1) H23. 2. 2 公開請求 (4) H23. 5.19 諮問
- (2) H23. 2.14 一部公開決定 (5) H24. 5.31 答申
- (3) H23. 4.14 審査請求

4 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開とした決定は、妥当である。

- (1) 石川県情報公開条例（以下「条例」という。第7条第2号（個人情報）に該当として、非公開とされた部分について

区分	公開しない部分	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
公文書1	事件名の一部	非公開	これが公にされると、一定範囲の者には、当該情報に係る個人を特定できる可能性があり、本号本文に該当する。 本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえず、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。
	被疑者欄の全て	非公開	個人に関する情報であり、記載内容については、被疑者が判明する前に作成されたもので、身体的特徴等が記載されているだけであるが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる可能性は否定できず、本号本文に該当する。 本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえず、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。
	被害者欄の全て	非公開	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。 本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえず、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。
伺い	2枚目 1発生日時の一部	非公開	これが公にされると、一定範囲の者には、当該情報に係る個人を特定できる可能性があり、本号本文に該当する。

	及び指揮事項			本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえ、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。
		2枚目 2発生場所及び3被害者の全て	非公開	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。 本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえ、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。
公文書2	表紙	事件名の一部	非公開	公文書1に同じ。
		被疑者欄の全て	非公開	公文書1に同じ。
		被害者欄の全て	非公開	公文書1に同じ。
	伺い及び指揮事項	2枚目 1発生日時の一部	非公開	公文書1に同じ。
2枚目 2発生場所及び3被害者の全て		非公開	公文書1に同じ。	

(2) 条例第7条第4号(犯罪の予防、捜査等情報)に該当として、非公開とされた部分について

区分	公開しない部分	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
公文書1	捜査主任官の氏名	非公開	警察の業務は、相手方からの反感等を招きやすく、特定の事件と関連づけて捜査を主導する警察官の氏名が公にされると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けることなどが十分予想される。 このようなことから、実施機関が犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認められる。
	被疑者欄の全て	非公開	上記のとおり条例第7条第2号に該当するので、本号の該当性を検討するまでもなく、非公開が妥当である。
	2枚目 4被疑者及び5被害の全て 3枚目 6凶器、7被害の状況及び8認知・捜査状況の全て 4枚目及び5枚目の全て 6枚目 (7)及び(8)の全て及び9今後の捜査方針の全て	非公開	事件の具体的な態様、捜査手法又は体制に関する情報が記載されており、これを公にすると、捜査の詳細が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。

		6、7、9、17及び18枚目 受発信者の所属氏名のうち 発信者の氏名	非公開	警察の業務は、相手方からの反感等を招きやすく、特定の事件と関連づけて捜査を主導する警察官の氏名が公にされると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けることなどが十分予想される。 このようなことから、実施機関が犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認められる。
		7枚目 1、2及び3の全て 9枚目 1の全て及び警察本部長以下の全て 10枚目の全て 11枚目 項目「指揮伺い」を除く全て 13枚目 項目「捜査状況」を除く全て 14枚目 項目「今後の捜査方針（伺い）」及び決裁欄を除く全て 15枚目 項目「捜査方針」を除く全て 16枚目 決裁欄を除く全て 17枚目 項目「公訴提起」、受発信者の所属氏名のうち発信者の所属及び受信者の所属氏名並びに決裁欄を除く全て 18枚目 公訴提起の全て	非公開	事件の具体的な態様、捜査手法又は体制に関する情報が記載されており、これを公にすると、捜査の詳細が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。
公文書2	表紙	捜査主任官の氏名	非公開	公文書1に同じ。
		被疑者欄の全て	非公開	公文書1に同じ。
	伺い及び指揮事項	2枚目 4被疑者及び5被害程度の全て 3枚目 6凶器、7遺留品、8被害の状況及び9認知・捜査状況の全て 4～6枚目の全て	非公開	事件の具体的な態様、捜査手法又は体制に関する情報が記載されており、これを公にすると、捜査の詳細が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。
		7枚目及び10枚目 受発信者の所属氏名のうち 発信者の氏名	非公開	公文書1に同じ。

	<p>7枚目 項目「9今後の捜査方針」、 受発信者の所属氏名のうち発 信者の所属及び受信者の所属 氏名並びに決裁欄を除く全て 8～9枚目の全て 10枚目 受発信者の所属氏名のうち 発信者の所属及び受信者の所 属氏名を除く全て</p>	<p>非公開</p>	<p>事件の具体的な態様、捜査手法又は体制に関する情報が記載されており、これを公にすると、捜査の詳細が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。</p>
--	--	------------	--

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第111号

答 申 書

平成24年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年2月2日に、特定時期の特定警察署管内での事件に関する特定警察署長捜査指揮簿の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、次の公文書1及び公文書2（以下併せて「本件公文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を別表1のとおり付して、平成23年2月14日に審査請求人に通知した。

公文書1 特定時期1の特定警察署管内の特定事件に関する警察本部長指揮事件簿

公文書2 特定時期2の特定警察署管内の特定事件に関する警察本部長指揮事件簿

3 審査請求

審査請求人は、平成23年4月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、平成23年5月19日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、条例に基づく適切な公開決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 全面的に非公開のためのマスキングを施した文書公開は、条例の目的に著しく反しており、条例第7条第2号の個人情報や第4号の公共安全情報に該当すると一般的な理由により全ての記述内容が非公開とされている。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすると規定されているが、この相当の理由があることの説明がなされていない。

(2) 捜査主任官の氏名について、条例第7条第4号に該当する理由として、「具体的に捜査を主導した者の氏名であって、公開することにより、個人への妨害活動若しくは家族への嫌がらせなど、個人の生命、身体及び財産に不当な侵害が加えられるおそれがある」としているが、同号の規定にはない理由と考えられる。

(3) 公文書1は、全18枚で構成されているが、各ページの最下行（欄外）に記載されたページ番号を見ると、1枚目の「-1-」から8枚目の「-8-」までは印字され、9枚目については、「8」と印字されたものに二重消去線を付し、その下に、「-9-」と手書きされており、また、1枚目ないし9枚目の文書様式は共通で「年月日」欄及び「伺い及び指揮事項」欄があり、決裁欄も同じであるが、10枚目ないし18枚目については、ページ番号が手書きされ、文書様式枠外に、「別記様式第1号の3（第4条、第7条関係）」と記載され、月日時欄となっており、9枚目までとは違う様式が用いられ、決裁欄も異なっている。

このようなことから、少なくとも、1枚目ないし8枚目、9枚目及び10枚目ないし18枚目の間に、不連続が認められる。

この不連続と考えられる部分を検討すると、次のとおり、文書が改ざんされた可能性が高いと推測される。

ア 10枚目のページでは、伺い及び指揮事項欄は全て非公開とされおり、月日時欄の下段に特定日付が記載されている。このようなことから、この日付を記載した行より上の段落には、その特定日付以前の記述が前のページから続いて記載されていると推定されるが、10枚目は、9枚目までと違う様式が使用されており、この間のページが抜かれ、10枚目のページ番号はそれを繕うために手書きで改ざんされた可能性が高い。

イ 9枚目のページには、特定月日に対応する伺い及び指揮事項欄に若干の記述があり、その下に決裁欄があって押印されており、このページの前にあったページが抜き去られた可能性が高い。

上記のとおり、本件公文書1は、ページの抜取りやページ番号の改ざんが強く推認される。

審査会においては、条例第23条に定められた調査権限を行使して、原文書の提出を求め、適法な処分といえるかについて、公正に審査されることを強く要請する。

(4) 公文書1の伺い及び指揮事項欄では、その内容の大部分は非公開となっているが、箇条書きされた項目番号や項目名について、次のとおり不統一な取扱いがなされている。

ア 2枚目ないし6枚目において、「1 発生日時」ないし「9 今後の捜査方針」のように、項目番号と項目名が公開されているが、7枚目及び9枚目では、項目番号のみが公開され、項目名が非公開となっている。

イ 3枚目から続く「8 認知・捜査状況」の項目採番（小項目番号）では、6枚目の「(7)」及び「(8)」のみが公開され、その前の(1)ないし(6)は非公開となっている。

審査会においては、条例第23条に定められた調査権限を行使して、原文書の提出を求め、非公開とされた情報が一部公開決定通知書及び理由説明書に述べられた理由に合致するか、また、条例の規定に照らして適法な処分といえるかについて、公正に審査されることを強く要請する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

なお、本件公文書の表題は「警察本部長指揮事件簿」と記載されているが、実施機関の説明によれば、これは錯誤によるものであり、当該文書の様式名を規定する石川県警察捜査指揮規程（平成16年石川県警察本部訓令第14号。以下「捜査指揮規程」という。）において、「警察本部長事件指揮簿」とされているので、以下そのように記載する。

1 本件公文書の様式について

警察本部長事件指揮簿は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第19条の規定に基づき作成するもので、捜査指揮規程においてその様式を定めている。

捜査指揮規程第2条では、警察本部長が指揮する事件が規定され、警察署長は、警察本部長の指揮を受けるときは、警察本部の主管課長を経由して個々具体的に指揮伺いを行い、主管課長は警察本部長から指揮を受けた事項について、警察本部長事件指揮簿に記載し、警察署長に対してその写し等により連絡している。

また、本件公開請求に係る事件を認知した時点では、警察本部長事件指揮簿について、主管課において印字、出力する際に、ページの下部欄外にページ番号が記載されるシステムとなっていたが、平成16年度以降については、ページ番号は記載されないシステムとなっている。

公文書1の9枚目までと10枚目以降の様式が異なっていることについては、9枚目までは当該事件を認知した平成14年度に作成したものであるが、10枚目以降は、指揮捜査規程が改正された平成16年度以降に作成したことによるものである。

2 非公開情報について

(1) 条例第7条第2号該当性について

本号は、条例第3条の規定を受け、個人に関する情報を最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は公開しないことを定めたものである。

本件処分において、本件公文書の表紙のうち事件名欄の一部、被疑者欄及び被害者欄の内容並びに伺い及び指揮事項欄の「1発生日時」のうち時刻、「2発生場所」、「3被害者」の項目番号及び項目名以外の部分について、本号に該当するとして非公開とした。

表紙の被疑者欄には、本籍、住居、職業、氏名、生年月日及び犯歴の各欄があり、被害者欄には、住所、職業、氏名及び生年月日が記載されており、いずれも特定の個人を識別することができる性質の情報であり、また、表紙の事件名欄の内容のうち、具体的な事件発生場所に係る部分、伺い及び指揮事項欄の「1発生日時」のうち時刻、「2発生場所」及び「3被害者」に係る記載の内容については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。

本号ただし書イでは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は非公開の例外とされるが、現に公知の状態にあるなどのものと解され、過去において、事件の一部が報道されたことをもって、ただし書イに該当するとまではいえず、時間の経過とともに、当該個人に関する情報の要保護性は回復するものと認められることから、これらの情報は該当しない。

また、ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。

本件処分において、本件公文書の表紙のうちの捜査主任官の氏名及び被疑者欄の記載内容並びに伺い及び指揮事項欄の発信者の氏名を非公開とし、公文書1では、2枚目ないし6枚目の伺い及び指揮事項欄のうち「4被疑者」ないし「9今後の捜査方針」の項目番号及び項目名並びに決裁以外の部分、7枚目及び9枚目の項目番号及び決裁以外の部分、10枚目の全て、11枚目の「【指揮伺い】」以外の部分、12枚目ないし18枚目の「◎捜査状況」、「今後の捜査方針（伺い）」、「◎捜査方針」及び「◎公訴提起」並びに決裁以外の部分を非公開とし、公文書2の伺い及び指揮事項欄については、2枚目ないし11枚目の「4被疑者」ないし「9今後の捜査方針」の項目番号及び項目名並びに決裁以外の部分を非公開とした。

非公開とした部分は、事件捜査の方法や捜査活動の分かる情報であり、これを公にすると、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものである。

また、本件公文書の表紙の捜査主任官の氏名及び同一の氏名である伺い及び指揮事項欄の特定警察署における発信者の氏名について、本号に該当するとして非公開とした理由は次のとおりである。

警察の捜査は、被疑者の取調べ、参考人からの事情聴取及び搜索差押えなどの過程の状況により、不満や反感を抱く者が生じる場合があるが、捜査主任官は捜査方針を樹立し、実行する責任者であり、不満等が生じた場合は、その矢面に立つ立場にあり、また、捜査主任官は警部の職にあつて、その氏名及び所属は公にしており、捜査の他、行政上の広範な活動も行っているため、容易に個人を特定でき、他の情報と照合することにより、住所等まで特定できる可能性がある。

このようなことから、これを公にすると、嫌がらせをうけるおそれがあるほか、警察業務に対する妨害のおそれもあるので、犯罪の予防又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 項目番号及び項目名の公開若しくは非公開について

公文書1の2枚目ないし6枚目における伺い及び指揮事項欄の項目名を公開し、7枚目及び9枚目については非公開としたことについては、前者は発生日時、発生場所、被害者、被疑者、被害、凶器、被害の状況、認知・捜査状況及び今後の捜査方針であり、一般的な捜査に係る項目であるため、条例第7条第4号に該当しないが、後者については、個別、具体的な記述であり、個人が特定されるおそれがある情報若しくは捜査手法

に関わる項目であり、これを公にすると、公共の秩序の維持に影響を及ぼすおそれがある情報であるので非公開とした。

また、公文書1の6枚目の「8 認知・捜査状況等」の小項目番号の一部のみを公開した件については、本来、これについても非公開とするものであるが、文書公開に当たっての誤りであった。

3 本件公文書欄外の数字について

本件公文書の公開に当たっては、一部公開決定であるため、本件公文書を複写し、非公開情報について非公開措置を施した上で、さらに複写して行った。その際、一部公開決定通知書の記載と公文書の該当部分について公開請求者の理解を容易にするため、警察本部情報公開窓口において、本来はページ番号が印字されていないページについて、当該公文書の通番号として、手書きのページ番号を付加したものである。

なお、公文書1において、「- 8 -」と印字されたページが2枚存在することについては、8枚目の「- 8 -」には決裁欄のみ記載されていることから、9枚目の「- 8 -」を先に作成し、次に、8枚目の決裁欄の文字を他の箇所から引用して作成、印字したため「- 8 -」のページが2枚になったのではないかと推測されるが、当時の担当者に確認したものの、明確に記憶しておらず、現在において検証する方法はなく、具体的な経緯は明らかではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

特定時期に特定警察署管内で認知された事件について、石川県警察本部の所管課において作成された警察本部長事件指揮簿である。

本件公文書には、表紙に、決裁欄及び表題並びに事件名、認知年月日、取扱警察署、受理年月日、捜査主任官、被疑者の住居・職業・氏名等、取調官の階級・氏名、被害者の住居・職業・氏名等、事件の概要及び処理結果の各欄があり、2枚目以下には、伺いを行った年月日又は月日時並びに伺い及び指揮事項の各欄がある。

3 非公開情報該当性について

当審査会において、本件公文書の提示を受けてこれを見分したので、その結果を基に以下判断する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定し、非公開の例外として、ただし書イからハまでを挙げている。

ア 条例7条第2号本文該当性について

本件処分において、本件公文書の表紙の事件名欄の発生箇所等の内容、被疑者欄及び被害者欄の内容、伺い及び指揮事項欄の「1 発生日時」のうち時刻並びに「2 発生場所」及び「3 被害者」の内容の部分について、個人情報に該当するとして非公開とされている。

被疑者欄の内容、被害者欄の内容並びに伺い及び指揮事項欄の「2 発生場所」及び「3 被害者」の内容は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。このうち被疑者欄の記載内容については、被疑者が判明する前に作成されたもので、身体的特徴等が記載されているだけであるが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる可能性は否定できず、本号本文に該当する。

表紙の事件名のうち発生箇所等及び伺い及び指揮事項欄の「1 発生日時」のうち時刻については、これが公にされると、一定範囲の者には、当該情報に係る個人を特定できる可能性があり、本号本文に該当する。

イ 条例7条第2号ただし書該当性について

本件公文書に記載された情報の一部が報道されたとしても、非公開とされた情報は、事件の詳細を記述しており、報道等で公にされているとはいえ、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言いえない。

また、ただし書ロ又はハに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査等に関する情報のうち、当該情報の性質上、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報と規定するものである。

本件処分において、本件公文書の表紙の捜査主任官の氏名及び被疑者欄の記載内容並びに伺い及び指揮事項欄の発信者の氏名が非公開とされ、公文書1では、2枚目ないし6枚目の伺い及び指揮事項欄のうち、「4 被疑者」、「5 被害」、「6 凶器」、「7 被害の状況」、及び「9 今後の捜査方針」の項目番号及び項目名、「8 認知・捜査状況」の項目番号、一部の小項目番号及び項目名及び決裁以外の部分、7枚目及び9枚目の伺い及び指揮事項欄のうち、項目番号及び決裁以外の部分、10枚目の伺い及び指揮事項欄の全て、11枚目の伺い及び指揮事項欄の【指揮伺い】以外の部分、12枚目ないし18枚目の伺い及び指揮事項欄のうち「◎捜査状況」、「今後の捜査方針（伺い）」、「◎捜査方針」及び「◎公訴提起」並びに決裁以外の部分を非公開とし、公文書2の伺い及び指揮事項欄については、2枚目ないし7枚目の「4 被疑者」、「5 被害程度」、「6 凶器」、「7 遺留品」、「8 被害の状況」、「9 認知・捜査状況」及び「9 今後の捜査方針」（項目番号は重複）の項目番号及び項目名並びに決裁以外の部分、8枚目ないし11枚目の伺い及び指

揮事項欄のうち決裁以外の部分について、本号に該当するとして非公開とされている。
ア 表紙の被疑者欄の記載内容については、上記（１）のとおり条例第7条第2号に該当するので、本号の該当性を検討するまでもなく、非公開が妥当である。

イ 伺い及び指揮事項欄に記載されている情報のうち公開されている項目番号及び項目名並びに決裁以外の部分については、事件の具体的な態様、捜査手法又は体制に関する情報が記載されており、これを公にすると、捜査の詳細が明らかとなり、同様な犯罪を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるための有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、相当の理由があると認められる。

また、本件公文書1の2枚目ないし6枚目における伺い及び指揮事項欄の項目名が公開され、7枚目及び9枚目については非公開となっていることについては、7枚目の項目番号1ないし3及び9枚目の項目番号1の項目名が、捜査の具体的な内容を記載したものであることから、非公開が相当である。

ウ 次に、表紙の捜査主任官の氏名及び伺い及び指揮事項欄の発信者の氏名について、本号に該当するとして非公開とされている点について検討する。

実施機関は、捜査主任官は捜査方針を樹立し、実行する責任者であるので、取調等の状況について不満や反感を抱く者が生じる場合は、その矢面に立つ立場にあり、また、警部の職にある捜査主任官は、捜査のほか、行政上の広範な活動も行っているので、容易に人物を特定でき、これを公にすると、当該捜査主任官が今後所管する警察業務に対して妨害が行われるなど、犯罪の予防又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当すると主張している。

警察の業務は、相手方からの反感等を招きやすく、特定の事件と関連づけて捜査を主導する警察官の氏名が公にされると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けることなどが十分予想される。

このようなことから、実施機関が犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

4 附言

実施機関は、本件公文書1の一部公開実施に当たって、当該公文書に記載のない通番号を付加して公開しているが、このことにより公開請求者に疑義を生じさせることとなり、また、公文書の公開の趣旨からみて不適当なものであるので、今後、このようなことのないよう適切に対応されたい。

また、本件公文書の表題が、捜査指揮規程に定められたものと異なっており、さらに本件公文書1では、下部欄外に印字された数字が重複するなど、その書式の体裁が不適切なものとなっているが、公文書の作成及び管理に当たっては十分留意されたい。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表 1

区分	公開しない部分		公開しない理由	
			条項	理 由
公文書 1	表紙	事件名の一部	2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある。
		捜査主任官の氏名	4号	具体的に捜査を主導した者の氏名であって、公開することにより、個人への妨害活動若しくは家族への嫌がらせなど、個人の生命、身体及び財産に不当な侵害が加えられるおそれがある。
		被疑者欄の全て	2号	被疑者が判明する前に作成されているので、被疑者の身体的特徴等が記されているものであるが、この内容からただちに特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。
			4号	犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになる。
被害者欄の全て	2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報である。		
伺い 及び 指揮 事項		P 2 1 発生日時の一部	2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある。
		P 2 2 発生場所及び3 被害者の全て	2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報である。
		P 2 4 被疑者及び5 被害の全て P 3 6 凶器、7 被害の状況及び8 認知・捜査状況の全て P 4～P 5の全て P 6 (7) 及び (8)の全て及び9 今後の捜査方針の全て	4号	事件捜査の手法や捜査活動の内容が分かる部分であり、これらの情報を公にすることは犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

		P 6 受発信者の所属氏名のうち発信者の氏名	4号	具体的に捜査を主導した者の氏名であって、公開することにより、個人への妨害活動若しくは家族への嫌がらせなど、個人の生命、身体及び財産に不当な侵害が加えられるおそれがある。
		P 7 1、2及び3の全て P 9 1の全て及び警察本部長以下の全て P 10の全て P 11 項目「指揮伺い」を除く全て P 13 捜査状況の全て P 14 項目「今後の捜査方針(伺い)」及び決裁欄を除く全て P 15 項目「捜査方針」を除く全て P 16 決裁欄を除く全て P 17 項目「公訴提起」及び決裁欄を除く全て P 18 公訴提起の全て	4号	事件捜査の手法や捜査活動の内容が分かる部分であり、これらの情報を公にすることは犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
公文書2	表紙	事件名の一部	2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある。
		捜査主任官の氏名	4号	具体的に捜査を主導した者の氏名であって、公開することにより、個人への妨害活動若しくは家族への嫌がらせなど、個人の生命、身体及び財産に不当な侵害が加えられるおそれがある。

	被疑者欄の全て	2号	被疑者が判明する前に作成されているので、被疑者の身体的特徴等が記されているものであるが、この内容からただちに特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある。
		4号	犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになる。
	被害者欄の全て	2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報である。
伺 い 及 び 指 揮 事 項	P 2 1 発生日時の一部	2号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがある。
	P 2 2 発生場所及び3被害者の全て	2号	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報である。
	P 2 4 被疑者及び5被害程度 の全て P 3 6 凶器、7 遺留品、8 被害の状況及び9 認知・ 捜査状況の全て P 4～P 6の全て	4号	事件捜査の手法や捜査活動の内容が分かる部分であり、これらの情報を公にすることは犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	P 7 受発信者の所属氏名 のうち発信者の氏名	4号	具体的に捜査を主導した者の氏名であって、公開することにより、個人への妨害活動若しくは家族への嫌がらせなど、個人の生命、身体及び財産に不当な侵害が加えられるおそれがある。
	P 7 項目「9 今後の捜査方針」 及び決裁欄を除く全て P 8～10の全て	4号	事件捜査の手法や捜査活動の内容が分かる部分であり、これらの情報を公にすることは犯罪行為を企図する者に対し、証拠隠滅や対抗措置を講ずるために有意な情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

<別表2>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 5 月 19 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 6 6 号)
平成 23 年 6 月 9 日	○実施機関(警察本部刑事部捜査第一課)から理由説明書を受理した。
平成 23 年 7 月 6 日	○審査請求人から意見書を受理した。
平成 23 年 10 月 20 日 (第 218 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 11 月 22 日 (第 219 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 12 月 22 日 (第 220 回審査会)	○公文書の見分及び実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 24 年 1 月 24 日 (第 221 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 2 月 17 日 (第 222 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 3 月 22 日 (第 223 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 4 月 24 日 (第 224 回審査会)	○事案の審議を行った。